

## MCLS研修要綱

### 第1章 総則

#### 【目的】

##### 第1条

本研修は、災害医療または防災業務に従事する者が、災害時に発生した多数傷病者への対応を適切に行うことにより、傷病者の救命率及び社会復帰率の向上に資することを目的とする。

#### 【名称】

##### 第2条

本研修は、「多数傷病者への対応標準化トレーニングコース」と称し、英語は「Mass Casualty Life Support」(以下、「MCLS」と表記する。

#### 【責務】

##### 第3条

一般社団法人 日本集団災害医学会(以下、「本法人」)は、本研修の管理・運営を通し、災害医療または防災業務に従事する者が災害現場対応を適切に行うことを推進し、

我が国における災害傷病者の救命率及び社会復帰率の向上に努めなければならない。また、様々な方策をもってMCLSの普及啓発を図ることに努めなければならない。

2 研修会を実施する者は、本要綱の規定に従い、研修会の適正な実施、運営に努めなければならない。

3 本研修修了証の交付を受けた者は、その後も、修得した技能の維持や新たな知見、技能の修得を図るため、継続的に研修を受けるなどの研鑽に努めなければならない。

#### 【運営】

##### 第4条

本研修は、本法人が運営する。

2 本研修の運営の実務を行う組織として、本法人にMCLS運営委員会(以下、「運営委員会」)を設置する。その他組織及び職務内容等については、細則に定める。

3 本研修の事務局は、本法人(東京都中野区中野二丁目2番3号)に置く。

#### 【学習目標】

##### 第5条

本研修は、次の各号を学習目標とする。

(1) 災害・多数傷病者に関する基礎的な知識を習得する。

(2) 災害現場対応の原則を理解し実践する。

(3) 先着隊の活動ができる。

(4) 災害現場医療の3T(Triage、Treatment、Transportation)を理解し実践する。

(5) 各トリアージを理解し実践できる。

(6) 現場救護所の設置・運営ができる。

(7) 災害派遣医療チーム(Disaster Medical Assistance Team; DMAT)の現場活動を理解し連携できる。

## MCLS研修要綱

### 第2章 研修会の指定

#### 【研修会の指定】

##### 第6条

本法人による本研修の指定は、運営委員会が申請の内容等を審査して行うものとする。

2 本研修の指定のための申請は、細則に定める様式により行うものとする。

3 運営委員会は、次の各号に定める基準に照らして当該研修会の内容を審査する。

(1) 学習目標が、前条の各号に掲げられている事項と合致すること。

(2) 教育内容が、災害時の多数傷病者対応を考慮したものであること。

(3) 対象者が、受講資格を満たしていること。

(4) 教育内容が、細則に定めるカリキュラムと同等又はそれ以上であると認められること。

(5) 講師やインストラクター等が、災害傷病者及び多数傷病者の対応に精通している者であること

4 本法人は、研修会の指定を行ったとき、あるいは指定を行わなかったときは、その旨を遅滞なく研修会実施主体に通知する。

5 本法人は、本条による申請を受け、又は指定を行うにあたって、手数料その他の費用を徴しない。

6 本法人は、研修会実施主体が、本条に定める指定を受けた旨を広報することを許諾する。ただし、営利を目的とする場合及び第7条により指定を取り消した場合を除く。

7 本研修の指定のための申請は、原則として、その実施日60日前までに行うものとする。

#### 【研修会の指定の取り消し等】

##### 第7条

本法人は、運営委員会が指定した研修会（以下、「指定研修会」）が第6条第3項に定める基準に適合しなくなったときには、改めて同条による審査をし、その内容を勘案した上で、その指定を取り消すことができる。

2 本法人は、研修会実施主体が、営利を目的とした本研修の利用その他本研修の品位を損ねる行為をしたときには、その指定を取り消すことができる。

3 本法人は、指定研修会の指定を取り消したときには、遅滞なく当該研修会の実施主体にその旨を連絡するものとする。

### 第3章 修了証・認定証の交付

#### 【修了証・認定証の交付の申請】

##### 第8条

修了証の交付は、研修会実施主体が当該指定研修会を修了したものと認めた者に対して行うものとする。

2 修了証の交付のための申請は、当該指定研修会の実施主体が、細則に定める様式により行うものとする。

3 修了証の様式は、細則に定めるものとする。

4 本法人は、本条に定める申請を受けるにあたって、手数料を徴しない。

5 修了証の交付のための申請は、原則として、その実施日10日前までに行うものとする。

## MCLS研修要綱

### 第9条

認定証の交付は、指定研修会を修了し、かつ認定の要件を満たした者(以下、「申請者」)に対して行うものとする。

2 認定証の交付のための申請は、当該申請者または当該指定研修会の実施主体が、細則に定める様式により行うものとする。

3 前項において当該の研修会実施主体が申請を行う場合は、当該申請者が当該申請に係る指定研修会を修了した者であることについて、確認しなければならない。

4 認定証の様式は、細則に定めるものとする。

5 本法人は、本条に定める申請を受けるにあたって、手数料を徴しない。

### 【修了証の交付の要件】

#### 第10条

本法人は、前々条により修了証の交付のための申請を受理したときには、遅滞無く当該申請者が次の要件を満たしていることを確認しなければならない。

(1) 受講要件を満たしている者であること

(2) 当該研修会が指定研修会であること

2 本法人は、研修会実施主体に対し、前項の資格の確認を行うにあたって必要な資料の提出を求めることができる。

### 【認定証の交付の要件】

#### 第11条

本法人は、前々条により認定証の交付のための申請を受理したときには、遅滞無く当該申請者が次の要件を満たすことを確認しなければならない。

(1) 指定研修会を修了した者であること

(2) 所定の認定要件を満たした者であること

2 本法人は、当該申請者または当該研修会実施主体に対し、前項の要件の確認を行うにあたって必要な資料の提出を求めることができる。

### 【修了証・認定証の交付】

#### 第12条

本法人は、当該申請者が前3条に定めるいずれの要件をも満たしていることを確認したときには、当該申請者に修了証および認定証を交付する。

2 本法人は、修了証・認定証を交付するにあたって、手数料を徴収する。

### 【修了証・認定証の再交付】

#### 第13条

本法人は、修了証または認定証を交付した者が修了証または認定証を喪失した場合には、その者の申請により、修了証または認定証を再交付する。

2 修了証または認定証の再交付に係る手続きについては、第8条乃至第12条の規定を準用し、かつ手数料を徴収する。

3 前項の申請のうち、修了証の再交付については、当該研修の修了から一年の間に限り行えるものとする。

## MCLS研修要綱

### 【手数料】

#### 第14条

前2条の修了証・認定証の交付手数料及び再交付手数料の額は、次に規定するとおりとする。

- (1) 交付手数料 2,000円
- (2) 再交付手数料 2,000円

2 当該研修会において、修了証・認定証の交付の申請が行われなない場合には、指定研修会で使用される資機材の貸与等にかかる手数料を徴収することができる。なお、この手数料の額は、運営委員会が別に定めるとおりとする。

### 【修了者の登録】

#### 第15条

本法人は、「MCLS研修修了者名簿」(以下、「修了者名簿」)を備え置き、修了証を交付したときには、遅滞無く次の各号に定める事項を登録する。

(1) 修了証を交付した者の氏名、生年月日、職種、所属、住所(勤務先または自宅)及びメールアドレス

(2) 修了証を交付した者が、成人教育を含むインストラクター養成研修会等を修了またはそれと同等の能力を有する場合で、かつその内容を当該研修会の修了証等で証明できる場合にはその内容

- (3) 登録に係る指定研修会の名称
- (4) 登録に係る指定研修会の受講日
- (5) 当該指定研修会における試験結果及び認定の判定結果

2 修了者名簿の登録事項に変更が生じたときには、修了証を交付した者又は研修会実施主体は、細則に定める様式により遅滞無く本法人に届け出なければならない。

3 本法人は、本条に定める登録を行うにあたって、手数料その他の費用を徴しない。

### 【修了証の交付の取り消し等】

#### 第16条

本法人は、修了証を交付した者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、修了証の交付を取り消し、交付した修了証の返還を求めることができる。

また、第2号乃至第4号の事項に該当すると認める場合には、今次以後、当該者に係る修了証の交付の申請の受理を拒否することができる。

- (1) 第16条に定める資格を有していない者と確認されたとき
- (2) 倫理に違反したとき
- (3) 修了証または認定証を交付された事実を営利に利用したとき
- (4) その他本研修の品位を貶める言動をしたとき

2 本法人は、前項により、当該修了証の交付を取り消したときには、遅滞なく修了者名簿から当該者に係る登録を削除する。

## MCLS研修要綱

### 【受講資格】

#### 第17条

本研修会の受講資格は、次に掲げる者が有する。なお、インストラクターコースの受講資格は、別に定める。

- ① 消防職員
- ② 医師
- ③ 歯科医師
- ④ 看護師及び准看護師
- ⑤ 診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師及びその他の医療関係者で災害医療派遣業務に従事するもの
- ⑥ 救急救命士
- ⑦ 警察官、海上保安官及び陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官で救急業務、救助業務又は災害医療派遣業務に従事するもの
- ⑧ 救急救命士法第34条第1号から第3号までの規定に基づき救急救命士の受験資格を得ることができる学校若しくは救急救命士養成所、大学医学部又は看護学部及び看護学校(准看護学校を含む)の学生又は生徒
- ⑨ 防災業務に携わる者
- ⑩ その他、運営委員会が認めるもの

### 第4章 雑則

#### 【本要綱等の制定及び改廃】

#### 第18条

本要綱及び関係の規定等の制定及び改廃は、本法人がこれを行うものとする。

2 本法人が前項の制定及び重大な改廃を行うにあたっては、あらかじめ運営委員会の意見を聴くものとする。

## MCLS研修要綱

### 附則

#### 【施行期日】

##### 第1条

本要綱及び関係の規定等は、平成23年8月8日より施行する。

#### 【経過措置】

##### 第2条（削除）

#### 【本研修及び我が国における多数傷病者対応標準教育の将来のあり方】

##### 第3条

本法人は、本研修及び我が国における多数傷病者対応標準教育の将来のあり方について、次の各号に掲げる事項を中心に検討し、その実施に努めるものとする。

- (1) MCLS研修に関するテキストの整合
- (2) MCLS研修を指導する講師やインストラクター等の養成カリキュラムの統一
- (3) MCLS研修に要する機器等の導入
- (4) 災害医療又は防災業務に従事する者に対するMCLS研修の普及
- (5) 本研修の効果に対する検証

平成24年2月20日 改正

平成25年2月26日 改正